

議第 121 号

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

火葬場等の使用料について、市内居住者及び市外居住者の金額を明確にするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例

下呂市火葬場・斎場条例（平成16年下呂市条例第72号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|------------------------|---|---------------|----------------|------------------------|---------------------------|-------------|--|
| 別表（第4条関係） 火葬場・斎場使用料 | | | | 別表（第4条関係） 火葬場・斎場使用料 | | | |
| 区分 | | 使用料 | | 区分 | 使用料 | 備考 | |
| | | <u>市内居住者</u> | <u>市外居住者</u> | | | | |
| 火葬炉 | 死亡者が 12歳以上 | 22,000円 | <u>44,000円</u> | 火葬炉 | 死亡者が 12歳以上 | 22,000 円 | |
| | 死亡者が 12歳未満 | 15,000円 | <u>30,000円</u> | | 死亡者が 12歳未満 | 15,000 円 | |
| | 死産児 | 10,000円 | <u>20,000円</u> | | 死産児 | 10,000 円 | |
| 霊安庫 (浄郷 苑) | 1体1回 につき 24時間以 内 | 5,000円 | <u>10,000円</u> | 霊安庫 (浄郷 苑) | 1体1回 につき 24時間以 内 | 5,000円 | <u>24時間を超 える場合 は、1時間 につき200 円加算</u> |
| | <u>24時間を 超える場 合</u> <u>1時間毎 の加算額</u> | <u>200円</u> | <u>400円</u> | | | | |
| 葬儀 (小坂 斎場) | 3時間以 内 | 10,000円 | <u>20,000円</u> | 葬儀 (小坂 斎場) | 3時間以 内 | 10,000 円 | <u>3時間を超 える場合 は、30分 につき1,000 円加算</u> |
| | <u>3時間を 超える場</u> | <u>1,000円</u> | <u>2,000円</u> | | | | |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|------------------|-------------------------------------|---------|----------------|------------------|-------------------------------------|-------------|--|
| | 合 30分毎の 加算額 | | | | | | |
| 動物炉 (浄郷 苑) | 小動物 (1頭) | 10,000円 | <u>20,000円</u> | 動物炉 (浄郷 苑) | 小動物 (1頭) | 10,000 円 | |
| | 汚物、手 術等切除 による体 の一部 (1回) | 20,000円 | <u>40,000円</u> | | 汚物、手 術等切除 による体 の一部 (1回) | 20,000 円 | |

備考

※火葬炉・霊安庫・葬儀については、死亡者
又は死産児の母が市外に住所を有する場合
及び動物炉については、申請者が市外に住
所を有する場合の使用料の額は2倍とす
る。

1 市内居住者とは、次の各号のいずれかに該
当する者とする。

- (1) 死亡者が死亡時において、本市の住民
基本台帳に記録されている者
- (2) 死産児の母が本市の住民基本台帳に記
録されている者
- (3) 小動物の飼い主が本市の住民基本台帳
に記録されている者
- (4) 所在地が本市にある病院等の事業所

2 市外居住者とは、前項各号に該当しない者
をいう。

3 霊安庫の使用時間が24時間を超えて算定す
る場合、1時間未満の端数があるときは、そ
の端数を1時間に切り上げるものとする。

4 葬儀の使用時間が3時間を超えて算定する
場合、30分未満の端数があるときは、その端

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------|-----|
| <u>数を30分に切り上げるものとする。</u> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

火葬場等の使用料について、市内居住者及び市外居住者の金額を明確にするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 火葬場・斎場使用料について、市内居住者及び市外居住者を区分けして規定します。

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

